平成２４年（フ）第２３８号
長崎県長崎市片淵５丁目２番18―609号
債務者　湯岡　友造
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２４号
仙台市太白区郡山字石塚８番地の３
債務者　佐藤　宏樹
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
福島県相馬市日下石字諏訪187番地
債務者　福躍　ヒロ
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第３３２号
茨城県笠間市寺崎16番地　市営寺崎住宅26号、居所茨城県笠間市来栖255―１　介護老人保健施設　笠間シルバーケアセンターパル
債務者　鈴木　朋子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７０号
茨城県水戸市千波町66番地の２　グリーンヒル石川102号
債務者　戸田　美香（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３１号
茨城県日立市森山町４丁目３番15号
債務者　猿田　修二
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２３７号
茨城県下妻市半谷446番地９
債務者　青木　俊和
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８７号
長野県安曇野市豊科吉野4009―３　レジデンス赤沼202、住民票上の住所長野県安曇野市明科南陸郷1060番地
債務者　稲垣　和美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３２７号
岐阜県各務原市蘇原旭町１丁目82番地２
債務者　松原日出明
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６８号
名古屋市熱田区六野２丁目７番18―102号神宮東パークハイツ
債務者　大越　文夫
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７４０号
名古屋市緑区左京山1522番地　アップルハウス201号
債務者　河村　有希（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６０号
名古屋市港区八百島２丁目1901番地　県営南陽第二住宅第２号棟第106号
債務者　冨永美穂子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６５号
名古屋市熱田区六番１丁目13番18号　プリマヴェール六番町305号
債務者　鈴木　浩宜
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９４号
愛知県小牧市大字東田中943番地６
債務者　丹羽　愛子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目91―１、申立時の住所兵庫県姫路市田寺８丁目９番６―１号
債務者　瀧内　英一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４６号
兵庫県姫路市花田町加納原田26番地１　グリーンコート柿内１棟102号室、従前の住所兵庫県姫路市花田町勅旨135番地15
債務者　西影　幸一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７８号
奈良市大宮町４丁目462番地の１　ダイアパレス新大宮806
債務者　木村　介文
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
奈良地方裁判所